

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	49	所管 厚労省	法人名	独立行政法人国立がん研究センター		職員の身分	非国家公務員
法人概要	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。						
沿革	昭37.1厚生省国立がんセンター → 平22.4独立行政法人国立がん研究センター						
中期目標期間	平成22年4月～平成27年3月（5年間）						
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)			6	8	6	8[0](0)	
常勤役員数			1	1	2	3	
非常勤役員数			5	7	4	5	
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)			1,442	1,596	1,660	1,696[0](7)	
うち間接部門			35	51	61	71	
うち事業部門			1,407	1,545	1,599	1,625	
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)			592(0)	741(0)	931(0)	978(0)	
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴勘案)			105.2(98.6)	100.2(94.3)	103.7(99.8)	—(—)	
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴勘案)			116.1(113.6)	113.3(110.0)	117.4(113.4)	—(—)	
給与水準【病院医師】(年齢・地域・学歴勘案)			116.3(121.6)	119.1(124.3)	118.1(124.7)	—(—)	
給与水準【病院看護師】(年齢・地域・学歴勘案)			107.2(104.2)	106.1(105.6)	114.2(111.8)	—(—)	
年度			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	予算/決算		決算	決算	決算	当初予算	
	一般会計(百万円)		22,119	8,990	10,582	7,495	
	うち運営費交付金		8,803	8,755	8,056	7,425	
	うち施設整備費補助金		—	—	455	29	
	うち施設整備以外の補助金・交付金		61	225	2,036	—	
	うち委託費		—	10	35	41	
	うち出資金		13,255	—	—	—	
	特別会計(特会名)(百万円)		—	—	—	—	
	うち運営費交付金		—	—	—	—	
	うち施設整備費補助金		—	—	—	—	
	うち施設整備以外の補助金・交付金		—	—	—	—	
	うち委託費		—	—	—	—	
	うち出資金		—	—	—	—	
	計		22,119	8,990	10,582	7,495	
支出額の推移(百万円)			60,295	103,880	56,221	52,838	
収入額の推移(百万円)			86,102	89,989	56,181	61,263	
国の財政支出/収入額(%)			25.7%	10.0%	18.8%	12.2%	
財務データ (平成24年度、百万 円)	資産合計		131,818	うち流動資産	21,593		
	負債合計		33,689	純資産合計	98,130	うち利益剰余金	3,707

# 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	49	所管	厚労省	法人名	独立行政法人国立がん研究センター
-----	----	----	-----	-----	------------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
							国費
研究事業	①がんに関する戦略的研究・開発を推進する事業 ②根拠法等 ・がん対策基本法（平成18年法律第98号） ・がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定） ・第3次対がん10か年総合戦略（平成15年7月25日決定） ・健康・医療戦略（平成25年6月14日決定） ・臨床研究・治験活性化5か年計画2012（平成24年3月30日 文部科学省・厚生労働省） ・今後のがん研究のあり方について（平成25年8月今後のがん 研究のあり方に関する有識者会議） ・医療分野の研究開発関連予算の要求の基本方針（平成25 年8月8日健康・医療戦略推進本部） ・新たな医療分野の研究開発体制について（平成25年8月8 日健康・医療戦略推進本部）	3,691	合計	5,175			
			国費	運営費交付金	1,465	該当なし	
				施設整備補助金	12	該当なし	
				補助金等	1,264	該当なし	
自己収入	業務収入等	2,434	(公社) 日本アイソ トープ協会 1 (公財) ちば県民保健 予防財団 1 (公財) ヒューマン サイエンス振興財団 1 (公財) 実験動物 中央研究所 1				
臨床研究事業	①治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等の事業 ②根拠法等 ・がん対策基本法（平成18年法律第98号） ・がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定） ・第3次対がん10か年総合戦略（平成15年7月25日決定） ・医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号） ・健康・医療戦略（平成25年6月14日決定） ・臨床研究・治験活性化5か年計画2012（平成24年3月30日文部科学省・厚 生労働省） ・今後のがん研究のあり方について（平成25年8月今後のがん研究のあり方 に関する有識者会議） ・医療分野の研究開発関連予算の要求の基本方針（平成25年8月8日健康・ 医療戦略推進本部） ・新たな医療分野の研究開発体制について（平成25年8月8日健康・医療戦 略推進本部）	4,587	合計	6,507			
			国費	運営費交付金	3,038	該当なし	
				補助金等	684	該当なし	
				自己収入	業務収入等	2,785	(公社) 日本アイソ トープ協会 2 (公財) 日本適合 性認定協会 3 (公財) 実験動物 中央研究所 1
診療事業	①がん患者及びその家族の視点に立った良質かつ安全な医療を提供する事業 ②根拠法等 ・がん対策基本法（平成18年法律第98号） ・医療法（昭和23年法律第205号） ・がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定） ・第3次対がん10か年総合戦略（平成15年7月25日決定）	29,321	合計	35,237			
			国費	運営費交付金	159	該当なし	
				施設整備補助金	7	該当なし	
				補助金等	88	該当なし	
自己収入	業務収入、長期借入金等	34,983	(公社) 日本アイソ トープ協会 143 (公財) 骨髄移植推進 財団 27 (公財) 献血供給 事業団 14 (公財) 医用原子力技 術研究振興財団 8				
教育研修事業	①がんに対する研究・医療の専門家の育成を行う事業 ②根拠法等 ・がん対策基本法（平成18年法律第98号） ・がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定） ・第3次対がん10か年総合戦略（平成15年7月25日決定）	2,265	合計	1,780			
			国費	運営費交付金	1,283	該当なし	
				施設整備補助金	436	該当なし	
				自己収入	業務収入等	61	(公財) ちば県民 保健予防財団 1
情報発信事業	①研究成果や収集した国内外の最新治験等の情報を迅速かつ分かりやすく 国民及び医療機関に提供する事業 ②根拠法等 ・がん対策基本法（平成18年法律第98号） ・がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定） ・第3次対がん10か年総合戦略（平成15年7月25日決定） ・WHOたばこ規制枠組条約（平成17年2月2日公布及び告示～条約第3号及び 外務省告示第68号） ・健康増進法（平成14年8月2日法律第103号） ・健康日本21（平成24年厚生労働省告示第430号）	1,299	合計	1,522			
			国費	運営費交付金	1,485	該当なし	
				委託費	35	該当なし	
				自己収入	業務収入等	2	該当なし
その他	①法人全体に関わる業務等 (施設整備費、借入金償還、管理部門人件費等) ②根拠法等 —	15,058	合計	5,960			
			国費	運営費交付金	626	該当なし	
			自己収入	業務収入等	5,334	該当なし	

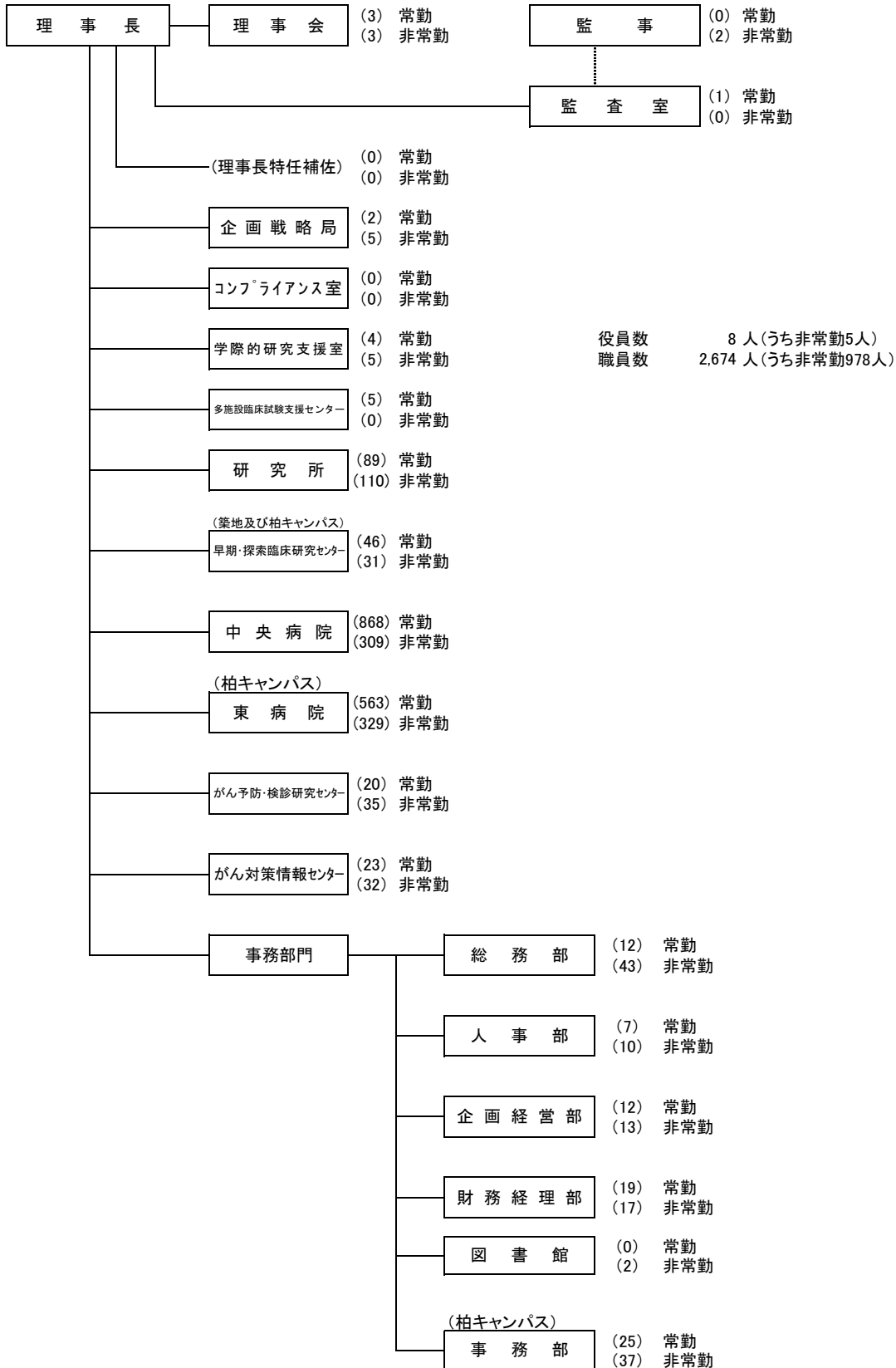
## ○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） <平成24年度決算合計>

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし		

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO. 49	所管 厚労省	法人名 独立行政法人国立がん研究センター
--------	--------	----------------------

○組織図及び職員数（平成25年度） 所在地： 築地キャンパス：東京都中央区築地5-1-1  
 柏キャンパス：千葉県柏市柏の葉6-5-1  
 ※特に注記の無い場合は築地キャンパスに所在



No.	49	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立がん研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○厚生労働省政策体系上の位置付けは以下のとおり。

【基本目標】安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

【施策大目標】国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること

【施策中目標】政策医療を向上・均てん化させること

【施策小目標】政策医療を開発・確立すること、政策医療の均てん化を図ること

○国立がん研究センターは、がんその他の悪性新生物に関して、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立に向け、臨床を指向した研究を推進し、高度かつ専門的な医療を提供するとともに、当該疾患に関する教育研修及び情報発信を行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立及び均てん化を図っている。

○主な成果

- ・国立がん研究センターのみで受けられる高度先駆的治療は平成24年度で21種類
- ・独立行政法人化後における世界初の研究成果等
  - ①新しい肺がん治療標的遺伝子を発見し、医学系トップジャーナルであるNature Medicine誌に掲載
  - ②肝がんの特徴的な遺伝子変異パターンなどのゲノム異常の全体像を世界で最初に解明し、英国科学誌であるNature Genetics誌に掲載
  - ③従来の大きな原子炉を用いたものではなく、病院設置型加速器を用いたBNCTによる治療法の来年度の実施に向けた取り組み
- ・全国に397あるがん診療連携拠点病院の中核的機関として、診療支援、人材育成、情報発信により国全体のがん医療の向上を牽引
- ・早期・探索臨床研究センターを設立し、世界で初めてヒトに投与する試験（First in Human試験）、未承認薬を用いた医師主導治験、基礎研究から臨床開発まで一体として行う橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）を推進

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

○メリット

組織や予算について、事前関与・統制から事後チェックに移行したこと、官庁会計から企業会計に移行したことにより、理事長の裁量による組織改革や医療機器の整備などで機動的な運営が可能となり、経営状況も明瞭となった。また、外部資金を獲得できるようになり、研究等資金をより幅広く受け入れられることとなった。さらに、各国立高度専門医療研究センターにおいて国家公務員法に縛られずに個人の適性に応じた独自採用が出来ることとなり、優秀な人材の確保がしやすくなった。

○デメリット

なし。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	77	独立行政法人国立がん研究センター運営費
厚生労働省	83	独立行政法人国立がん研究センター施設整備費
厚生労働省	200	臨床研究拠点等整備事業
厚生労働省	288	がん医療に携わる医師等に対する研修事業等

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
医事病歴等事務業務	医事・病歴・検診・クラーク・文書作成・旅費精算等事務業務	586百万	ニチイ学館・日本電算
情報システム運用保守業務	病院情報システム、会計システム、ヘルプデスク、ネットワーク運用等業務	885百万	日本IBM、日本ソフト情報センター、神田通信機、AIT、ネットワークシステムズ等
設備維持管理業務	設備管理、中央監視、清掃、電話交換、警備等業務	1,130百万	日本空調サービス、タカラビルメン、キョウワプロテック、セコム
廃棄物処理業務	廃棄物収集運搬処理業務	106百万	ハイシステム、日進化成、総合整備、花園サービス、ハチオウ等

No.	49	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立がん研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

食事提供業務	入院患者食事提供業務	137百万	富士産業
寝具等交換洗濯業務	患者寝具交換、被服洗濯、患者衣交換等業務	134百万	フランスベッド、ワタキューセイモア、東洋リネンサプライ
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
機器保守業務	医療機器、設備機器保守業務	1,283百万	住友重機械工業、GEヘルスケア・ジャパン、パリアンメディカルシステムズ、シーメンス・ジャパン、富士フィルムメディカル等
医療材料供給等業務	SPD、材料消毒等業務	339百万	エフエスユニマネジメント、日本ステリ
動物飼育管理業務	実験動物飼育保清管理業務	26百万	ケー・エー・シー

No.	49	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立がん研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	—
② これに対する現時点での考え方	—
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）の附則第24条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創業に関係する他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。
② これに対する現時点での考え方	<p>○国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）では、平成22年の独立行政法人化以来、自由度の高い独立行政法人のメリットを活かして優秀な人材の確保や療養環境の改善等に取り組み、政策医療の開発・確立等という役割を効果的かつ効率的に果たしてきたところ。現在は、平成22年度から26年度までの第1期中期計画の途中にあるが、厚生労働省独立行政法人評価委員会では「独立行政法人化のメリットを活かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている」旨高く評価を受けており、引き続き、現行体制のままで、各NCがそれぞれの政策医療の開発・確立等に責任をもって取り組んでいくことが適切と考えている。</p> <p>○これまでバイオバンク事業などの共同研究や国立病院機構、労働者健康福祉機構との医薬品等の共同購入などを実施しており、さらなる効果的・効率的な運営に取り組んでいく。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	—
② 対応状況	—

No.	49	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立がん研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

○国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国民の健康に重大な影響を及ぼし国民的な課題となっている特定の疾患や、患者が希少であったり治療が困難な疾患など、国が政策的に取り組むべき疾患について、高度専門的な医療の研究開発及び提供を一体的に実施し、併せて当該疾患に関する人材育成や情報発信を行い、ひいては政策医療の開発・確立及び均てん化を図っている。

○NCでは、平成22年の独立行政法人化以来、自由度の高い独立行政法人のメリットを活かして優秀な人材の確保や療養環境の改善等に取り組み、政策医療の開発・確立等という役割を効果的かつ効率的に果たしてきたところ。現在は、平成22年度から26年度までの第1期中期計画の途中にあるが、厚生労働省独立行政法人評価委員会では「独立行政法人化のメリットを活かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている」旨高く評価を受けており、引き続き、現行体制のままで、各NCがそれぞれの政策医療の開発・確立等に責任をもって取り組んでいくことが適切と考えている。

○なお、各NCが対象とする分野は専門性及び個別性が高く、各NCはその分野に精通した医療者・研究者の元で独立して運営されることが適切である。

No.	49	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立がん研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

○研究開発の特性を踏まえた柔軟な運営、また、長期的に安定した運営が可能となる観点から制度設計についてご配慮いただきたい。

○国立高度専門医療研究センターの理事長は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第7条の規定により、2年の任期と定められているが、5年の中期計画を責任を持って実施するためには、当該期間を踏まえた理事長の任期の設定についてご配慮いただきたい。